厚生・産業常任委員会

◎　開催日時　　平成 30 年 12 月 17 日（月）　10 時 05 分～14 時 05 分

◎　開催場所　　第四委員会室

◎　説 明 員　　商工観光労働部長および関係職員

◎　議事の概要

【商工観光労働部所管分】

１　付託案件

（１）議第 149 号　平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算（第 10 号）のうち商工観光労働部所管分について

［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、小規模事業者新事業スタートアップ支援補助事業について、完了の期限が年度末までということだが､台風第 21 号で被災された事業者を支援することが大事であるので、速やかに周知を図り、商工会等と十分に連携して取り組まれたい、といった意見が出された。

（２）議第 177 号　平成 30 年度滋賀県一般会計補正予算（第 11 号）のうち商工観光労働部所管分について

［結果］　賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

２　所管事項調査

（１）「『健康しが』ツーリズムビジョン２０２２（原案）」に対する意見・情報の募集について

（２）滋賀県産業振興ビジョンの改定について

委員からは、全体的に人口が減って、企業は人手不足に直面しているが、現ビジョンではこのことに触れられていないので､滋賀県は率先して労働力確保のための手立てを考えて欲しい、滋賀県の魅力度ランキングが昨年度から 10 位下がっているのは、他府県の伸びが本県以上であったためとのことだが、伸びた都道府県の取り組みを調査、分析して施策に反映されたい、などの意見が出された。

（３）「平成 30 年度　滋賀県ちいさな企業応援月間」の実施結果について

（４）信楽窯業技術試験場整備基本計画(素案)について

委員からは、来年度、朝ドラで信楽焼が全国的に注目されることから、この機会に、陶芸の森とタイアップしてプロモーションを実施するなど､窯業技術試験場が新しくなることの期待感を醸成する取り組みを検討されたい、などの意見が出された。

（５）住宅宿泊事業法の施行状況について

（６）情報発信拠点「ここ滋賀」開設１年の運営状況について

（７）中国湖南省への観光誘客経済事務所の開設について

３　一般所管事項調査

４　意見書（案）

「外国人材が活躍できる社会環境の整備を求める意見書（案）」について、厚生・産業常任委員会として提出することは見送られ、各会派で判断することとされた。

５　委員長報告

委員長に一任された。

委員会で配付された資料

１　平成 30 年度 11 月補正予算主要事業調書　商工観光労働部
２　「『健康しが』ツーリズムビジョン 2022（原案）」に対する意見・情報の募集について
３　滋賀県産業振興ビジョンの改定について
４　「平成 30 年度　滋賀県ちいさな企業応援月間」の実施結果について
５　信楽窯業技術試験場整備基本計画(素案)について
６　住宅宿泊事業法の施行状況について
７　情報発信拠点「ここ滋賀」開設１年の運営状況について
８　中国湖南省への観光誘客経済事務所の開設について